



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



街中でも、紅葉が目に入るようになりました。外に出かけるには気持ちの良い季節ですね。皆さまいかがお過ごしでしょうか。

先日の週末、支部の春の懇親事業のために、数人で須磨へ下見に行ってきました。須磨寺と離宮公園です。須磨寺は実は初めて行ったのですが、源平の合戦や源氏物語ゆかりの地で見どころがギュッと詰まっていて、離宮公園はとにかく気持ちよく過ごせました。久々に遠足みたいな感じで楽しかったです。



～パート・アルバイト 時給相場～

職種	平均値	最頻値	調査対象地域
医療事務員	972	940	大阪市内
	919	900	神戸市

【アイデム人と仕事研究所より】

対象期間：2018年2月～2019年1月発行紙面（各月2週分）
データ数：932,177件

★11月のお仕事カレンダー



11/1	<ul style="list-style-type: none">● 過労死等防止啓発月間(11/1～11/30)● テレワーク月間(11/1～11/30)
11/11	<ul style="list-style-type: none">● 10月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
12/2	<ul style="list-style-type: none">● 10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付● 9月決算法人の確定申告と納税・翌年3月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)● 12月・翌年3月・翌年6月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

★トピックス★



～年末調整の流れを確認しましょう～

- 年末調整とは
毎月の給与を支払う際は、支払額と扶養人数などから算定した源泉所得税が徴収されます。しかし、所得税は1年間を通して確定されるため、あくまでも毎月の所得税の徴収額は仮払いです。そこで、年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、徴収した源泉所得税の総額との差額を精算します。この手続きを年末調整といいます。
- 各種申告書の回収と内容の確認
 - ① 扶養控除等(異動)申告書をチェック
 - ② 配偶者控除等申告書をチェック
 - ③ 保険料控除申告書をチェック
 - ④ 住宅借入金等特別控除申告書をチェック
 - ⑤ (年の途中で入社した人) 前職の源泉徴収票

協会けんぽから、健康診断の費用補助が受けられます。

Q：協会けんぽから「生活習慣病予防健診申込書」というものが届きました。これはどうすればよいのでしょうか。希望者だけ受ければよいのでしょうか？

A：申込書に印字されている対象年齢の被保険者は、協会けんぽから費用補助を受けて、労働安全衛生法の定期健診（法定健診）よりも充実した内容の健診を安く受けられるというものです。本人負担分を会社が負担して、この健診を定期健診（法定健診）に置き換えても構いません。積極的に活用してもらうとよいのではないのでしょうか。（健保組合でも、同様の制度があります。）

健康診断を受けさせる義務

企業は常時雇用する労働者に定期的に健康診断を受けさせなければなりません。これは労働安全衛生法で企業に義務付けられたものです。労働安全衛生法で義務付けられた最低限の健診項目をカバーする健診として「法定健診」「定期健診」「事業者健診」などの名称のメニューが健診機関で用意されています。料金は各機関によって異なりますが数千円から 1 万円程度のものが多いようです。

健診費用の補助があります。

35 歳～74 歳の健康保険の被保険者については、協会けんぽが「生活習慣病予防健診」を実施しています。これは定期健診（法定健診）よりも検査項目が多く充実した内容を協会けんぽからの費用補助のおかげで安く受けられるというものです。通常であれば 2 万円近くかかる健診内容が、協会けんぽからの費用補助により 7 千円程度で受けられます。生活習慣病予防健診には、一般的な健診項目の「一般健診」のほか、オプションで乳がん健診や子宮頸がん検診などもあり、それぞれ定められた受診対象年齢に該当する被保険者は費用補助を受けることができます。

健診の申込方法

生活習慣病予防健診を受けられるのは、協会けんぽと契約している健診機関だけです。協会けんぽから届く申込用紙に健診機関の一覧が同封されていますし、協会けんぽのホームページでも検索できます。まず、希望する健診機関で予約を取る→申込書を協会けんぽに提出→健診を受ける、という順序です。

35 歳未満の従業員は受けられないのでしょうか？

協会けんぽから生活習慣病予防健診の費用補助は受けられませんので、協会けんぽへの申し込みは必要ありません。健診機関で受診することは可能なはずですので、受診機関で確認してみましょう。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

